

平成 30 年 11 月 12 日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成30年11月12日(月)、午前9時30分 久留米市農業委員会総会を商工会館5階会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案とおりである。

出席委員は、次のとおりである。

| | |
|-----|----------|
| 1番 | 飯田三津雄 委員 |
| 2番 | 池田 清茂 委員 |
| 3番 | 池田 龍子 委員 |
| 4番 | 石井 孝雄 委員 |
| 5番 | 稲富 克紀 委員 |
| 6番 | 上村 孝二 委員 |
| 7番 | 内田 洋一 委員 |
| 8番 | 緒方 義範 委員 |
| 9番 | 笠 幸夫 委員 |
| 10番 | 古賀 誠一 委員 |
| 11番 | 古賀 喜治 委員 |
| 12番 | 坂井 康孝 委員 |
| 13番 | 平 壯一 委員 |
| 14番 | 田 中 文 委員 |
| 15番 | 田中 弥生 委員 |
| 16番 | 手島富士雄 委員 |
| 17番 | 富松 隆晴 委員 |
| 19番 | 日比生和雄 委員 |
| 20番 | 深川 嘉穂 委員 |
| 21番 | 松延 洋一 委員 |
| 22番 | 馬渡恵美子 委員 |
| 23番 | 森崎 康洋 委員 |
| 24番 | 諸藤 澄夫 委員 |

欠席者無し

事務局の出席者は10名である。

事務局 おはようございます。11月の総会の開催にあたり報告いたします。
本日は、現委員数23名全員の出席がっておりますので、
農業委員会等に関する法律 第27条 第3項の規定により、総会は成立をしております。
それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長 11月の総会を開催させていただきます。
「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
審議番号18番は、「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」との
関連案件でございますので、審議番号18番とそれ以外を分けて、審議することにし
ます。審議番号18番は第3号議案と一括して議題といたします。
それでは、第1号議案のうち審議番号18番以外を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の所有権移転、賃
借権設定、使用貸借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。

所有権移転 東部地域 1番から9番までの9件です。

2ページをお願いいたします。

西部地域 10番から3ページ15番までの6件です。

4ページをお願いいたします。

賃借権設定 東部地域 16番1件です。

使用貸借権設定 東部地域 17番1件です。

なお、2ページ審議番号5番および6番、および4ページ17番は関連案件となります。
つづきまして、3ページ審議番号11番と12番は自作地相互交換による関連案件とな
ります。以上、1番から17番までの各申請案件につきましては、農地法第3条 第2項
各号の審査基準について審査会において説明を行ってりましたが、不許可相当に該
当しない申請であり審査基準に適合していることを報告致します。
説明を終わらせていただきます。

議長 事務局からの説明が終わりました。ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

「第1号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員の挙手により「第1号議案」は可決されました。

つづきまして、「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、5ページをお願いします。

「第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1番から3番までの3件です。

1番 申請地 山川神代二丁目 田 358 m²

申請理由 申請地を露天駐車場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

2番 申請地 田主丸町竹野 田 2筆計 41.32 m²

申請理由 申請地を農家住宅の敷地として拡張するものです。

農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

3番 申請地 田主丸町益生田 田 910 m²

申請理由 申請地に集合住宅(1棟10戸)を建築するものです。

西部地域 4番から6ページ5番までの2件です。

4番 申請地 安武町武島 田 290 m²

申請理由 申請地を貸露天資材置場として利用するものです。

農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

6ページをお願いいたします。

5番 申請地 大善寺町宮本 田 10筆計 6,928のうち27.75 m²

申請理由 申請地に営農型太陽光発電設備を設置するものです。転用箇所については、太陽光発電に必要な支柱等となります。

農地区分は農用地ですが、一時的な利用に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

なお、審議番号5番については、県農業会議の意見聴取案件でございます。

以上、説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番でお願いをいたします。

審 査 会 はい、それでは東部審査会よりまいります。

まず、審議番号1番です。地図も1番でございます。

転用目的は、露天駐車場となっております。近接します自己所有のアパートの駐車場として利用するものです。すでに施工済みになっておりますので、始末書付きの申請となっております。

申請地は木の実保育園から東へ約30メートル、神代橋から西へ約500メートルのところでございます。

農地区分については、10ヘクタール以上の農地の広がりがある区域にある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でございますので、不許可の例外規定に該当するものと判断いたしております。

雨水排水につきましては、自然流下で道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック擁壁により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに審議番号2番にまいります。地図も2番でございます。

転用目的は、農家住宅の敷地の拡張となっておりますが、すでに施工済みになっておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は竹野小学校から北東へ約220メートル、川会小学校から南へ約2.1キロメートルのところでございます。

農地区分は、10ヘクタール以上の農地の広がりがある農地ですので、第1種農地に該当しますが、転用目的が特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、集水桝を通じて西側の川へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、前面市道に埋設されております下水道に接続されます。

被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック擁壁により、土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つぎに審議番号3番です。地図も3番でございます。

転用目的は、集合住宅(1棟10戸)の建設となっております。

申請地はそよ風ホールから南へ約60メートル、田主丸駅から西へ約600メートルのこ

ろでございます。

農地区分につきましては、JR 田主丸駅からおおむね 1 キロメートル以内(宅地化率 41 パーセント)の農地でございますので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、集水桝を通じて北側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側市道に埋設されております下水道に接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロック擁壁を新設することにより、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認いたしております。

以上、3 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題は無いものと判断しておりますので、ご審議よろしくお願いたします。以上です。

つづきまして、西部審査会より、審議番号 4 番について説明いたします。地図ナンバーも 4 番です。

転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。

申請地は、安武小学校から北へ約 300 メートル、くるめ天心幼稚園から西へ約 300 メートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により北側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、既存のコンクリートブロックおよび法面により土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 5 番について説明いたします。地図ナンバーも 5 番です。

転用目的は、営農型太陽光発電設備を設置するものです。転用面積は、営農型太陽光発電設備の支柱等の面積になります。

申請地は、筑邦市民センターから北へ約 400 メートル、西鉄安武駅から南へ約 500 メートルのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内にある農地ですが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。転用面積は、発電パネルの支柱 360 本、申請地の周囲を覆うフェンスの 188 本、電柱 9 本の面積であり、転用期間は許可日から 3 年間です。

地上より 2 メートルから 3 メートル強の位置に、太陽光パネルを設置し、その下でレンゲを栽培する計画となっております。レンゲは飼料として、出荷する予定です。

また、申請人は賃借権に基づいて申請しており、所有者の同意は確認しております。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、2件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題は無いものと判断しております。ご審議よろしく願いいたします。以上です。

議長 審査会からの報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

「第2号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員の挙手により「第2号議案」は可決されました。

なお、審議番号5番につきましては、許可相当として県農業会議へと意見聴取いたします。

つづきまして、「第1号議案 審議番号18番」、「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 第1号議案のほうからまいります。

「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」、農地の区分地上権設定の許可申請書が提出されましたので付議いたします。

4ページをお願いいたします。

区分地上権設定 東部地域 18番1件です。

こちらは、営農型太陽光発電設備を設置するものに伴い、区分地上権を設定するものです。第3号議案1番と関連案件です。

本件は、平成27年に営農型太陽光パネル設置のために地上権の設定をしていましたが、営農型太陽光の一時転用期間を更新するにあたり、地上権設定も更新するものです。3条による地上権を設定することで、登記することもできるようになります。

7ページをお願いいたします。

「第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域 1番から8ページ5番までの5件です。

1番 申請地 山本町耳納 田 2筆計 1,609の内 18.59 m²

申請理由 申請地を借り受けて、営農型太陽光発電設備を設置するもので転用部分は支柱のみです。

農地区分は、農用地ですが、一時的な利用に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

こちらにつきましては、第1号議案 18番と関連案件となります。

2番 申請地 田主丸町菅原 畑 215 m²

申請理由 申請地を借り受けて、露天駐車場の敷地として拡張するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業として不許可の例外規定を適用しております。

3番 申請地 田主丸町志塚島 畑 212 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

8ページをお願いします。

4番 申請地 北野町今山 田 270 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅兼事務所を建築するものです。

5番 申請地 北野町仁王丸 畑 862 m²

申請理由 申請地を借り受けて、露天駐車場として利用するものです。

西部地域 6番から11ページ17番までの12件です。

6番 申請地 藤光町 田 462の内 38 m²と 41 m²の2筆計 79 m²

申請理由 申請地を借り受けて、仮設道路として利用するものです。

農地区分は、第1種農地ですが、一時的な利用に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

7番 申請地 藤光町 畑 1,105 m²

申請理由 申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

9ページをお願いします。

8番 申請地 荒木町白口 田 11 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅の敷地として拡張するものです。

9番 申請地 荒木町白口 田 482 m²

申請理由 申請地を借り受けて、農家住宅を建築するものです。

10番 申請地 大善寺町宮本 田 446 m²

申請理由 申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

11 番 申請地 安武町安武本 田 2 筆計 737 m²

申請理由 申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

12 番 申請地 安武町安武本 田 235 m²

申請理由 申請地を取得し、貸露天駐車場として利用するものです。

10 ページをお願いします。

13 番 申請地 城島町内野 田 488 m²

申請理由 申請地を取得し、自動車整備工場の敷地として拡張するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業として、不許可の例外規定を適用しております。

14 番 申請地 城島町江上 田 3 筆計 291.82 m²

申請理由 申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

15 番 申請地 三潞町玉満 田 2 筆計 362 m²

申請理由 申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

16 番 申請地 三潞町高三潞 田 1,040 m²

申請理由 申請地を取得し、露天資材置場として利用するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

11 ページをお願いします。

17 番 申請地 三潞町高三潞 田 60 m²

申請理由 申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

農地区分は、第 1 種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして不許可の例外規定を適用しております。

なお、7 ページ審議番号 1 番および 10 ページ審議番号 16 番については、県農業会議の意見聴取案件でございます。以上説明終わります。

議 長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、審査会から審査結果報告を受けたいと思います。それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

審 査 会 はい、それでは東部審査会よりまいります。

まず、審議番号 1 番でございます。地図は 6 番でございます。

申請地は、耳納市民センターより南へ約 1 キロメートルのところでございます。

転用目的は、営農型太陽光発電設備を設置するものです。転用面積は営農型太陽光

発電設備の支柱等の面積となります。

農地区分は、農用地に該当いたしますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

本案件は、平成 27 年 11 月にすでに許可を得ており、今回は更新手続きとなります。

転用面積は、支柱 97 本、電柱 2 本の面積、18.59 m²であり、転用期間は、平成 27 年許可期限末日からの 3 年間であります。

地上より 2 メートル弱から 3 メートル弱の位置に、営農型太陽光パネルを設置し、その下でハランを栽培する計画となっております。ハランは通常、山林の杉林のもとに群生しており、太陽光パネルで出来る日影が適しているという事であります。

営農計画では、1 年目でハランを定植し、3 年目により収穫する予定となっておりますが、太陽光発電設備を設置する際に、地盤不良にて支柱部分の計画変更が余儀なくされ、ハランの収穫が 1 年遅れとなっております。

しかしながら、ハランに精通しております長崎県にあります東彼杵林業研究会より、現在の生育状況や営農状況など特に問題がないことの見解書をいただいております。また、出荷先につきましても、福岡市内の華道家と内約済みとのことでございます。

また、営農型太陽光の所有者と耕作者が別のため、上空を占用するに当たり、区分地上権を設定するため、農地法第 3 条を同時に申請されております。

つぎにまいります。審議番号 2 番。地図 7 番でございます。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。すでに施工済みになっておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、菅原保育所から北東へ約 190 メートル、柴刈小学校から南西へ約 1.5 キロメートルのところに位置しております。

農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがある区域にある農地でありますので、第 1 種農地ですが、転用目的が特別な立地条件を必要とする事業でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により北西側の水路に放流します。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、南側と西側は市道となっており、東側は既設のコンクリートブロック擁壁を利用し、土砂の流出を防ぐ計画です。

つぎに、審議番号 3 番です。地図 8 番でございます。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、川会小学校から東へ約 700 メートル、田主丸総合支所から西へ約 2.3 キロメートルのところでは、

農地区分は、農地の広がり 10 ヘクタール未満であり、第 1 種、第 3 種の要件に該当しない農地ですので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜め枒を経由して南側市道の側溝へ放流されます。汚水・生

活雑排水につきましては、合併浄化槽を経て南側市道の側溝へ放流されます。
被害防除につきましては、北側・東側につきましては、コンクリートブロック積みを新設することで、西側・南側につきましては、既設のコンクリートブロックで土砂の流出を防ぐ計画です。

つぎに、審議番号 4 番にまいります。地図 9 番です。

転用目的は、自己用住宅兼事務所を建築するものです。

申請地は、北野総合支所から北西へ約 640 メートル、三井中央高等学校から西へ約 830 メートルのところ です。

農地区分は、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第 3 種農地に該当します。

雨水排水につきましては、自然流下で北側と南側の市道側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、南側市道に埋設しております下水道に接続されます。

被害防除につきましては、東側と西側にコンクリートブロック擁壁を新設することで、土砂の流出を防ぐ計画です。

つぎに、審議番号 5 番です。地図 10 番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、大城小学校から北西へ約 640 メートル、大城駅から西へ約 490 メートルのところ です。

農地区分は、大城駅からおおむね 500 メートル以内の農地ですので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で東側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、北・西・南側につきましては、既設の L 型擁壁を利用し、東側については、コンクリートブロック擁壁を新設することで、土砂の流出を防ぐ計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認いたしております。

以上、5 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題が無いものと判断しておりますので、ご審議よろしくお願いたします。

つづきまして、西部審査会より、審議番号 6 番について説明いたします。地図ナンバーは 11 番です。

転用目的は、公共下水道事業に伴い、仮設道路として利用するものです。

申請地は、荒木中学校から北東へ約 1.3 キロメートル、ひいらぎ保育園から南へ約 700 メートルのところに位置しています。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で

ありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が一時的な利用に供するものでありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により排水します。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、土のうを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号7番について説明いたします。地図ナンバーは12番です。

転用目的は、太陽光発電設備を設置するものです。

申請地は、荒木中学校から北へ約1.1キロメートル、ひいらぎ保育園から南へ約900メートルのところに位置します。

農地区分については、おおむね10ヘクタール未満規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、浸透式溜め柵により処理されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきましては、法面施工およびフェンスにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号8番について説明いたします。地図ナンバーは13番です。

転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものですが、すでに施工されておりましたので、始末書付きの申請となっております。

申請地は、筑邦市民センターから北東へ約700メートル、JR荒木駅から西へ約700メートルのところに位置します。

農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ですので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を設置して、道路側溝へ放流します。

被害防除につきましては、周囲と高さを合わせることで、土砂の流出を防ぎます。

つづきまして、審議番号9番について説明いたします。地図ナンバーは14番です。

転用目的は、農家住宅を建築するものです。

申請地は、筑邦市民センターから北へ約600メートル、西鉄安武駅から南東へ約500メートルのところに位置します。

農地区分については、西鉄安武駅よりおおむね500メートル以内の区域内にある農地ですので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜め柵を経由して東側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっております。

つづきまして、審議番号 10 番について説明いたします。地図ナンバーは 15 番です。
転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、筑邦西中学校から南西へ約 400 メートル、大善寺小学校から北へ約 600 メートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地です。第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜め桝を経由して東側の道路側溝へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設されている市下水道管へ接続されます。被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 11 番について説明いたします。地図ナンバーは 16 番です。
転用目的は、露天資材置場として利用するものです。

申請地は、筑邦西中学校から北東へ約 300 メートル、西鉄安武駅から西へ約 700 メートルのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500 メートル以内に中学校と病院がある農地です。第 3 種農地に該当します。

雨水排水につきましては、自然流下、汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。被害防除につきましては、既存のブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 12 番について説明いたします。地図ナンバーは 17 番です。
転用目的は、貸露天駐車場として利用するものです。

申請地は、筑邦西中学校から北東へ約 300 メートル、西鉄安武駅から西へ約 700 メートルのところに位置します。

農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500 メートル以内に中学校と病院がある農地です。第 3 種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、自然流下で南側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

つづきまして、審議番号 13 番について説明いたします。地図ナンバーは 18 番です。
転用目的は、自動車整備工場の敷地を拡張するものです。

申請地は、三瀨高等学校から北東へ約 1 キロメートル、城島小学校から東へ約 700 メートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の広がりがある区域内にある農地です。第 1 種農地に該当しますが、転用目的が既存敷地の拡張であり、特別な立地条件を必要とする事業です。不許可の例外規定に該当するものと判断しています。雨水排水につきましては、自然流下により北側水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、法面施行により土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 14 番について説明いたします。地図ナンバーは 19 番です。

転用目的は、自己用住宅を建築するものです。

申請地は、江上小学校から南西へ約 1 キロメートル、青木小学校から南東へ約 1.4 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地がありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、新設する溜め桝を経由して南側の水路へ放流されます。

汚水・生活雑排水につきましては、新設する合併浄化槽を経由して南側の水路へ放流されます。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 15 番について説明いたします。地図ナンバーは 20 番です。

転用目的は、太陽光発電設備を設置するものです。

申請地は、犬塚小学校から南西へ約 400 メートル、西鉄犬塚駅から西へ約 500 メートルのところに位置します。

農地区分については、西鉄犬塚駅よりおおむね 500 メートル以内の区域内にある農地ですので、第 2 種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により南側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、既存の法面および新設するフェンスにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 16 番について説明いたします。地図ナンバーは 21 番です。

転用目的は、露天資材置場として利用するものです。

申請地は、犬塚小学校から西へ約 700 メートル、三瀧小学校から南へ約 1.7 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地がありますので、第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により南側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。

被害防除につきましては、L型擁壁およびコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっています。

つづきまして、審議番号 17 番について説明いたします。地図ナンバーは 22 番です。

転用目的は、露天駐車場として利用するものです。

申請地は、犬塚小学校から西へ約 700 メートル、三瀧小学校から南へ約 1.7 キロメートルのところに位置します。

農地区分については、10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地です。第 1 種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設でありますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下により南側の水路へ放流されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。

被害防除につきまして、既存の L 型擁壁およびコンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐ計画となっております。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、12 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題は無いものと判断しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 審査会からの報告が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

なお、採決にあたりましては、「第 1 号議案 審議番号 18 番」、「第 3 号議案」に分けて採決いたします。

それでは、「第 1 号議案 審議番号 18 番」に賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員の挙手により「第 1 号議案 審議番号 18 番」は可決されました。

つづきまして、「第 3 号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員の挙手により「第 3 号議案」は可決されました。

なお、審議番号 1 番、16 番につきましては、許可相当として県農業会議へと意見聴取いたします。

つづきまして、「第 4 号議案 非農地証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 12 ページをお願いします。
「第 4 号議案 非農地証明について」、非農地証明願が提出されたので付議いたします。

1 番 申請地 藤光町 畑 1 m²、現況 宅地
証明理由 建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後 20 年以上経過しているもの。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。
「第 4 号議案 非農地証明について」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。
全員の挙手により「第 4 号議案」は可決されました。

つづきまして、「第 5 号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案の 13 ページをお願いいたします。
「第 5 号議案 農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について」、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。

第 1 区 1 番 1 件です。

1 番 申請人 安武町武島 * * * * *
経営面積 39,232.41 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

第 2 区 2 番 1 件です。

2 番 申請人 田主丸町野田 * * * * *
経営面積 78,615 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

第 3 区 3 番 1 件です。

3 番 申請人 北野町中 * * * * *

経営面積 16,697 m²、農用地利用集積計画に従い利用すると認められます。

以上で説明を終わります。

議 長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

はい、質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

「第 5 号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。

全員の挙手により「第 5 号議案」は可決されました。

つづきまして、「第 6 号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事 務 局 14 ページをお願いいたします。

「第 6 号議案 久留米市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

- | | |
|----------------|-------|
| 1. 所有権移転 | 12 件 |
| 2. 利用権設定(通年作) | 694 件 |
| 3. 利用権設定(期間借地) | 68 件 |

です。

15 ページをお願いいたします。

1.所有権移転

第 1 区 1 番から 4 番までの 4 件です。

1 番 所在地 荒木町荒木 田 3 筆計 5,221 m²、推進機構からの買い入れとなります。

2 番 所在地 大善寺町中津 田 3 筆計 4,384 m²、推進機構からの買い入れとなります。

3 番 所在地 宮ノ陣二丁目 田 809 m²、推進機構からの買い入れとなります。

4 番 所在地 安武町武島 田 1,920 m²、推進機構への売り渡しとなります。

16 ページをお願いいたします。

第2区 5番、6番の2件です。

5番 所在地 田主丸町常盤 田 1筆および田主丸町野田 田畑 3筆計 3,711 m²、推進機構への売り渡しとなります。

6番 所在地 田主丸町森部 田 7筆計 8,554 m²、推進機構からの買入れとなります。

第3区 7番から17ページ10番までの4件です。

7番 所在地 北野町稲数 田 3筆計 10,717 m²、推進機構への売り渡しとなります。

17ページをお願いいたします。

8番 所在地 北野町今山 田 3,003 m²、推進機構への売り渡しとなります。

9番 所在地 北野町金島 田 2,936 m²、推進機構への売り渡しとなります。

10番 所在地 北野町中川 田 3筆計 11,761 m²、推進機構への売り渡しとなります。

第5区 11番、12番の2件です。

11番 所在地 三潞町玉満 田 899 m²、推進機構への売り渡しとなります。

12番 所在地 三潞町西牟田 田 4筆計 5,078 m²、推進機構からの買入れとなります。なお、こちらの案件につきましては、*****の構成員である譲受人が取得した農地を全て法人に貸し付けを行うさいに適用される特例に該当するものであり、耕作面積等は*****のものとなっております。

つづきまして、18ページをお願いいたします。

2. 利用権設定(通年作)

こちらにつきましては、右下の総計のみ説明いたします。右下の総計欄をご覧ください。

総計 契約件数 694件、筆数 1,633筆、設定面積 2,300,971.64 m²です。

つづきまして、19ページをお願いいたします。

3. 利用権設定(期間借地)

こちらにつきましても、総計のみ説明いたします。右下の総計欄をご覧ください。

総計 契約件数 68件、筆数 143筆、設定面積 282,130.00 m²です。

以上、所有権移転の1番から12番までおよび利用権設定(通年作)の694件および利用権設定(期間借地)の68件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第18条 第3項の各号の要件を満たしているものと考えられます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長 はい、事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから、質疑に入ります。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「無しの声」

質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。
「第6号議案」について賛成の方は挙手をお願いいたします。

「全員挙手」

はい、ありがとうございます。
全員の挙手により「第6号議案」は可決されました。
よって、久留米市長あて通知いたします。

つづきまして、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第4条 第1項 第7号の規定による届出の受理の専決について
報告第2号 農地法第5条 第1項 第6号の規定による届出の受理の専決について
報告第3号 農地法第18条 第6項の規定による通知について

事務局の説明は省略をさせていただきます。
それでは、ただいまから、質疑に入ります。

「無しの声」

質疑が無いようですので、報告事項 第1号から第3号までの報告事項を終わりたいと思います。

つぎにお諮りをいたします。本総会におきまして議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。御異議はございませんでしょうか。

「異議無しの声」

はい、異議なし、と認めます。よって議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。

久留米市農業委員会議規則 第10条 第2項の規定により

6番 上村 孝二 委員

19番 日比生 和雄 委員にお願いをいたします。

以上を持ちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。